

日本商品委託者保護基金

入会金及び会費に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第9条第1項及び第2項の規定に基づき、会員が、日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）に加入するとき納入する入会金及び毎事業年度納入する会費について定める。

(入会金)

第2条 入会金は、420万円とする。

(会 費)

第3条 会費は、定額会費及び定率会費により構成されるものとする。

2 定額会費は、年額20万円とし、途中入会の場合はこれを月割り計算する。この場合において、千円未満の端数は切上げとする

3 定率会費は、会員が次項により毎月の額を計算して理事長が別に定める様式により四半期ごとに前四半期分を基金に報告するものとし、基金はこれに基づき四半期ごとに請求及び徴収をする。ただし、会員は理事長が別に定める様式により第4四半期に通年での支払いを申し出できるものとし、この場合には基金は第4四半期に通年での支払いを請求する。

4 毎月の額は、次の各号の額を合算した額とする。

(1) 毎月における、商品先物取引（特定会員である会員については、商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引。以下同じ。）に係る受取委託手数料及び商品先物取引に係るトレーディング損益の合算額（以下「営業収益」という。）について、別表1に当てはめた額。

(2) 毎月における、商品先物取引に係る取引の枚数（取次者から委託を受けている場合は、当該取次者に係る取引の枚数（当該取次者が特定会員でない場合は、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引の枚数を除く。）を除く。）について、別表2に当てはめた額。

(3) 毎月末における、商品先物取引に係る補償対象顧客資産額（一般委託者支払の対象となる委託者及び一般顧客支払の対象となる顧客（以下「一般委託者等」という。）に係る負債から、一般委託者等に係る資産を差引した額をいう。）について、別表3に当てはめた額。この場合において、補償対象顧客資産額の計算に著しく時間を要する場合には、合理的な方法により補償対象顧客資産額の概算額を算出し、それをもつ

て補償対象顧客資産額とみなす。

- 5 別に定める上場商品に係る前項第2号の取引の枚数については、別に定める。
- 6 前2項に規定する取引の枚数は、商品取引所又は金融商品取引所において会員が取引を行った枚数をいう。
- 7 会員は、基金が第3項の報告のほか、会費の額の算定に必要な資料の提出を求めた場合は、これに応じなければならない。

(延滞金)

第4条 入会金又は会費を納期限までに納入しない会員は、未納の入会金又は会費の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.5%の割合を乗じて算定される延滞金を基金に納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、基金の成立の日から施行する。

(基金設立時の入会金の特則)

第2条 社団法人商品取引受託債務補償基金協会の会員であった者であって、基金の設立に伴い基金の会員となったものは、入会金を納入しなくてよいものとする。

(平成17年5月1日前に基金に加入した会員に係る基金設立時の事業年度に係る会費の特則)

第3条 平成17年5月1日前に基金に加入した会員については、基金設立時の事業年度に係る定額会費は第3条第2項の規定にかかわらず18万4千円とし、平成17年4月分の定率会費は第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず納入しなくてよいものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(平成23年12月15日 改正)

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成23年12月15日に開催する基金の臨時総会において決議される業務規程の改正が主務大臣の認可を受けた日（平成24年2月2日）から施行する。

(入会金の特則)

第2条 第2条の規定にかかわらず、平成17年5月1日から前条の主務大臣の認可を受けた日の前日までの間に基金に加入した会員については、入会金は250万円とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成28年8月2日から施行し同年7月25日から適用する。

(経過規定)

第2条 第3条第3項の規定にかかわらず、東京商品取引所貴金属市場の金のうち1キログラム現物取引については、平成28年7月25日から同年12月31日までの取引に限り0枚として取り扱う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成28年9月9日から施行する。

(経過規定)

第2条 第3条第3項の規定にかかわらず、大阪堂島商品取引所農産物市場のうち東京コメについては、平成28年10月1日から平成30年3月31日までの取引に限り0枚として取り扱う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成29年3月10日から施行する。

(注) 大阪堂島商品取引所農産物市場のうち東京コメについては、平成28年10月1日から平成29年3月31日まで各月における取引に限り徴収しないこととしていたが、平成29年3月10日の第82回理事会で定率会費の徴収を行わない期間を平成29年9月30日まで延長することとした。このため、平成28年9月9日施行の附則第2条(経過規定)を変更した。なお、変更前は下記のとおりである。

(経過規定)

第2条 第3条第3項の規定にかかわらず、大阪堂島商品取引所農産物市場のうち東京コメについては、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの取引に限り0枚として取り扱う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、平成29年10月10日から施行し同年10月1日から適用する。

(注) 大阪堂島商品取引所農産物市場のうち東京コメについては、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの各月における取引に限り徴収しないこととしていたが、平成29年3月10日の第82回理事会で定率会費の徴収を行わない期間を平成29年9月30日まで延長することとした。さらに、平成29年10月10日の第86回理事会で当該期間を平成30年3月31日まで再延長することとした。このため、平成29年3月10日施行で改正した平成28年9月9日施行の附則第2条(経過規定)を再変更した。なお、再変更前の平成28年9月9日施行の附則第2条(経過規定)は下記のとおりである。

(経過規定)

第2条 第3条第3項の規定にかかわらず、大阪堂島商品取引所農産物市場のうち東京コメについては、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの取引に限り0枚として取り扱う。

附 則

(令和2年3月18日改正)

(施行期日)

第1条 この規則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

(経過規定)

第2条 第3条第3項の定率会費の請求においては、令和2年度から令和6年度については、会員から報告のあった額に次の係数を乗じたもの（千円未満の端数は切上げ）とする。

- (1) 令和2年度中の各月については、10分の3
- (2) 令和3年度中の各月については、10分の3
- (3) 令和4年度中の各月については、10分の4
- (4) 令和5年度中の各月については、10分の6
- (5) 令和6年度中の各月については、10分の8

2 特段の事情が生じた場合には、前項の係数を見直すこととするものとする。

(令和2年度の最初の四半期の報告の特例)

第3条 令和2年度の最初の四半期については、会員は令和2年1月、2月及び3月における第3条第4項各号の要素の報告を令和2年4月に行うこととし、基金は、この報告に基づいて令和2年度第一四半期に係る定率会費額を計算することとする。

【別表1】 営業収益の額

各月ひと月の営業収益の額	会費基礎月額
① 2千5百万円未満の場合	5千円
② 2千5百万円以上5千万円未満の場合	1万円
③ 5千万円以上1億円未満の場合	2万円
④ 1億円以上2億円未満の場合	3万円
⑤ 2億円以上4億円未満の場合	5万円
⑥ 4億円以上8億円未満の場合	8万円
⑦ 8億円以上の場合	13万円

【別表2】 商品取引所又は金融商品取引所における取引の枚数

各月ひと月の取引の枚数	会費基礎月額
① 5万枚未満の場合	5千円
② 5万枚以上10万枚未満の場合	1万円
③ 10万枚以上20万枚未満の場合	2万円
④ 20万枚以上40万枚未満の場合	3万円
⑤ 40万枚以上80万枚未満の場合	5万円
⑥ 80万枚以上160万枚未満の場合	8万円
⑦ 160万枚以上の場合	13万円

【別表3】 補償対象顧客資産額

各月月末の補償対顧客資産額	会費基礎月額
① 10億円未満の場合	5千円
② 10億円以上20億円未満の場合	1万円
③ 20億円以上40億円未満の場合	2万円
④ 40億円以上80億円未満の場合	3万円
⑤ 80億円以上160億円未満の場合	5万円
⑥ 160億円以上320億円未満の場合	8万円
⑦ 320億円以上の場合	13万円